

オープンカウンター方式による見積合わせについて

下記のとおり見積合わせを行います。
令和7年4月21日

分任支出負担行為担当官
北海道警察情報通信部
釧路方面情報通信部長
南 智裕

記

- 1 契約担当官等の官職及び氏名
分任支出負担行為担当官
北海道警察情報通信部釧路方面情報通信部長 南 智裕
- 2 見積合わせに付する事項
 - (1) 品名及び数量 靴箱外21件 購入
 - (2) 業務内容等 「見積合わせ説明書」「調達物品内訳書」による。
 - (3) 納入(履行)場所 北海道釧路市黒金町10丁目5番地
北海道警察情報通信部釧路方面情報通信部
 - (4) 納入(履行)期間 令和7年6月30日
 - (5) 見積書提出方法等 見積書の提出はメールによる。郵送、持込可(別紙1、2参照)。
見積金額は、特に指示のない場合は、当該契約の履行に要する一切の費用を含んだ総価(消費税を含む)を記載すること。消費税に1円未満の端数が生じた場合は、切捨てとすること。
 - (6) 契約相手の決定 提出された有効な見積書のうち、最低価格(消費税を含む)を提示した者を、契約の相手方とする。
- 3 見積合わせに参加する者に必要な資格等
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 4 見積合わせについての問合せ先及び提出先等
 - (1) 場 所 北海道釧路市黒金町10丁目5番地
北海道警察情報通信部釧路方面情報通信部 通信庶務課
問合せ先 電話番号 0154-25-0110(代表)
 - (2) 提出期限 令和7年5月13日(火)12時00分まで
- 5 見積合わせの場所及び日時
 - (1) 場 所 北海道釧路市黒金町10丁目5番地
北海道警察情報通信部釧路方面情報通信部
 - (2) 日 時 令和7年5月13日(火)13時30分
(見積合わせは非公開で行う)
- 6 見積書の無効
本公告に示した見積合わせに必要な資格のない者の見積書の提出及び見積合わせ説明書に示す条件に違反した見積書は無効とする。
- 7 契約書作成の要否
契約の締結に当たっては、契約書を作成しないものとする。

見積合わせ（オープンカウンター方式）説明書

- ・期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。
- ・参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の問合せ先に御連絡下さい。

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業又はこれに準ずる者として国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 上記のほか、案件ごとに参加資格を定めている場合は、当該参加資格を有している者であること。

2 問合わせ先

北海道警察情報通信部釧路方面情報通信部 通信庶務課 経理係
〒085-0018
釧路市黒金町10丁目5番地
電話番号 0154-25-0110(代表)
FAX番号 0154-24-7126
※ 担当者がテレワーク等で庁舎に不在場合があります。

3 見積書の提出先

北海道警察情報通信部釧路方面情報通信部 通信庶務課 経理係
〒085-0018
釧路市黒金町10丁目5番地
電話番号 0154-25-0110
※ 見積書は、持参、郵送等を問わず、締切日時（メールは受信日時）必着です。
郵送される場合は、封筒の表に「靴箱外21件の見積書在中」と記載してください。

- ※ 相当品による見積書の提出を希望する場合、カタログ等を提出の上、当部から承認を得た後に見積書を提出して下さい。相当品のカタログ提出期限は、見積もり合わせ日時より2営業日前の17時30分までとします。
見積もり合わせ項目のうちメーカーを指定していない項目は、見積書の規格欄に納入予定のメーカー等詳細を記載するとともに、上記提出期限までにカタログを提出してください。
- ※ 見積書は別紙1-1、1-2の見本を参考に作成してください。

4 契約の相手方及び契約金額について

提出された見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示した者を契約の相手方といたします。
見積額は、各案件において特段の指定がない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。
なお、消費税額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とさせていただきます。
契約金額は、原則として見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。
上記において同価の見積が2者以上ある場合には、くじ引きにより契約相手方を決定します。

5 見積合わせ結果について

契約相手方として決定した者に連絡します。

見積書を提出された方は、上記 2 に問合わせいただければ、決定業者及び契約金額をお伝えいたします。

6 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます（契約金額により、作成を省略する場合があります）。

7 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は、参加者の負担とします。
- (2) 見積金額は、契約内容の履行に必要な一切の費用を計上してください。
- (3) 見積書は、持参又は郵送等の方法により提出してください。
- (4) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しはできません。
- (5) 以下のいずれかに該当する見積書は無効です。
 - ア 本説明書に示した見積合わせ参加資格のない者及び見積合わせ参加者に求められる義務を履行しなかった者が提出した見積書
 - イ 見積書の記載及び押印に不備があるもの
 - ウ 同一の見積合わせについて、2 通以上提出された見積書
 - エ 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合
 - オ 金額を訂正した見積書
 - カ 錯誤により提出されたと認められる見積書
 - キ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意志表示が不明確な見積書
 - ク 提出期限までに到着しない見積書
- (6) 都合により見積合わせを中止する場合があります。
- (7) 見積参加者は、本説明及び仕様書等について疑義があるときは関係職員に説明を求めることができます。ただし、見積書提出後にこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (8) 見積書を提出する者は、別紙 3 の暴力団排除に関する誓約書について誓約したものとします。
- (9) 見積もり合わせの結果、予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当部が選定した見積もり合わせ参加者に対し、再度の見積書の提出を依頼するものとします。
- (10) 見積もり合わせに参加するものがない場合は、別途選定するものと随意契約の協議を行うことが出来るものとします。

調達物品内訳書

	品名	規格	数量	単位
1	靴箱	三島精器 BS-6H1N	1	個
2	ウェットティッシュ詰替	スコッティ(120枚入) 4901750770174	3	個
3	液晶ディスプレイ	iiyama XUB2292HSU-B6	1	個
4	ゴム手袋	ニトリスト N0882-L(100枚入)	1	個
5	ポリ袋	日本サニパック L-94 120L(10枚入)	5	個
6	ライト	オーム電機 NIT-L033M-W	1	個
7	トイレットペーパー	スマートバリュー N105J-8P (96ロール)	4	個
8	滑り止めマット	TRUSCO TNSM30BK	1	個
9	Pタイル	タジマ P-1 (50枚入)	1	箱
10	ほうき	テラモト CL-380-145-0	5	個
11	映像分配器	サンワサプライ VGA-HDRSP4	2	個
12	アルカリ乾電池	パナソニック LR03XJN/40S(40個入)	1	箱
13	グリップペン	Wacom KP-501E-01X	3	本
14	電源タップ	サンワサプライ TAP-MG341N2-3	10	個

	品名	規格	数量	単位
15	電源タップ	サンワサプライ TAP-MG341N2-5	18	個
16	光ケーブル	サンワサプライ HKB-LCLC1-05N	2	個
17	光ケーブル	サンワサプライ HKB-AMOM3LCLC-05	2	個
18	マーキングタイ	ヘラマンタイトン IT18R 乳白色 (100個入)	7	袋
19	マイクロUSBケーブル	サンワサプライ KU-RMCB2	3	個
20	チャック付きポリ袋	コクヨ クケ-516 (20枚入)	5	個
21	ラベル	プラス ME-514	1	個
22	デスクマット	セントラル C-167W	1	枚

契約等の手続きにおける押印等の省略について

現在、情報通信部との契約等の手続きにおいて、下記の書類への代表者印・社印等の押印が省略可能であることをお知らせします。

記

1 押印を省略できる書類

- (1) 見積書
- (2) 請書(契約書を除く。)
- (3) 役務の完了を確認する書類
- (4) 納品書
- (5) 請求書
- (6) 暴力団排除に関する誓約書

2 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・ 『書類の発行権者』 の代表者役職・氏名及び連絡先
- ・ 『本件事務担当者』 の氏名(フルネーム)及び連絡先を**必ず**記載してください。

※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合があります。

3 電子メールによる提出

電子メールにて上記 1 の書類を提出する場合は、下記アドレスに送信願います。

kushiro.CGA@npa.go.jp

課内共有アドレスにつき書類をメールで送った際は、必ず電話連絡をお願いします。

常時このアドレスにアクセスを行っていないため、電話連絡を失念した場合（セキュリティ上）提出された文書が無効になることがあります。

4 問い合わせ先

北海道警察情報通信部釧路方面情報通信部 通信庶務課

電話：0154-25-0110(代表) 内線：(6043)

平日 8:45～17:30（12:00～13:00、土日祝を除く）

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は下記事項について見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名（フリガナ）、住所、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までに該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体で有る場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて発注者又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委任以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。